

# 西毛広域幹線道路景観誘導地域の指定について

西毛広域幹線道路は、世界遺産富岡製糸場など西毛の観光地と県央部を結び、県民の安全な暮らしや企業などの安定した経済活動のほか、観光振興に寄与する路線です。

県条例が適用されている安中市内の沿道を「景観誘導地域」に指定し、良好な景観の形成を図っていきます。

## (1) 指定区間

- ①富岡市境～安中市大竹（JR信越本線）約3.6km（R5.4指定）
- ②安中市大竹（JR信越本線）～安中市下秋間 約3km  
（安中工区：R3.4指定、他：R5.4指定）
- ③安中市下秋間～高崎市境 約1.9km（R5.4指定）

## (2) 指定範囲

- ①、③：西毛広域幹線道路の本線中心線から両側300m
  - ②：西毛広域幹線道路の本線中心線から両側100m
- ※ただし、本線から展望できない地域（※）は除く

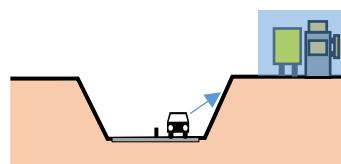
## (3) 屋外広告物の規制

本線に向けて表示する屋外広告物を原則禁止とする。

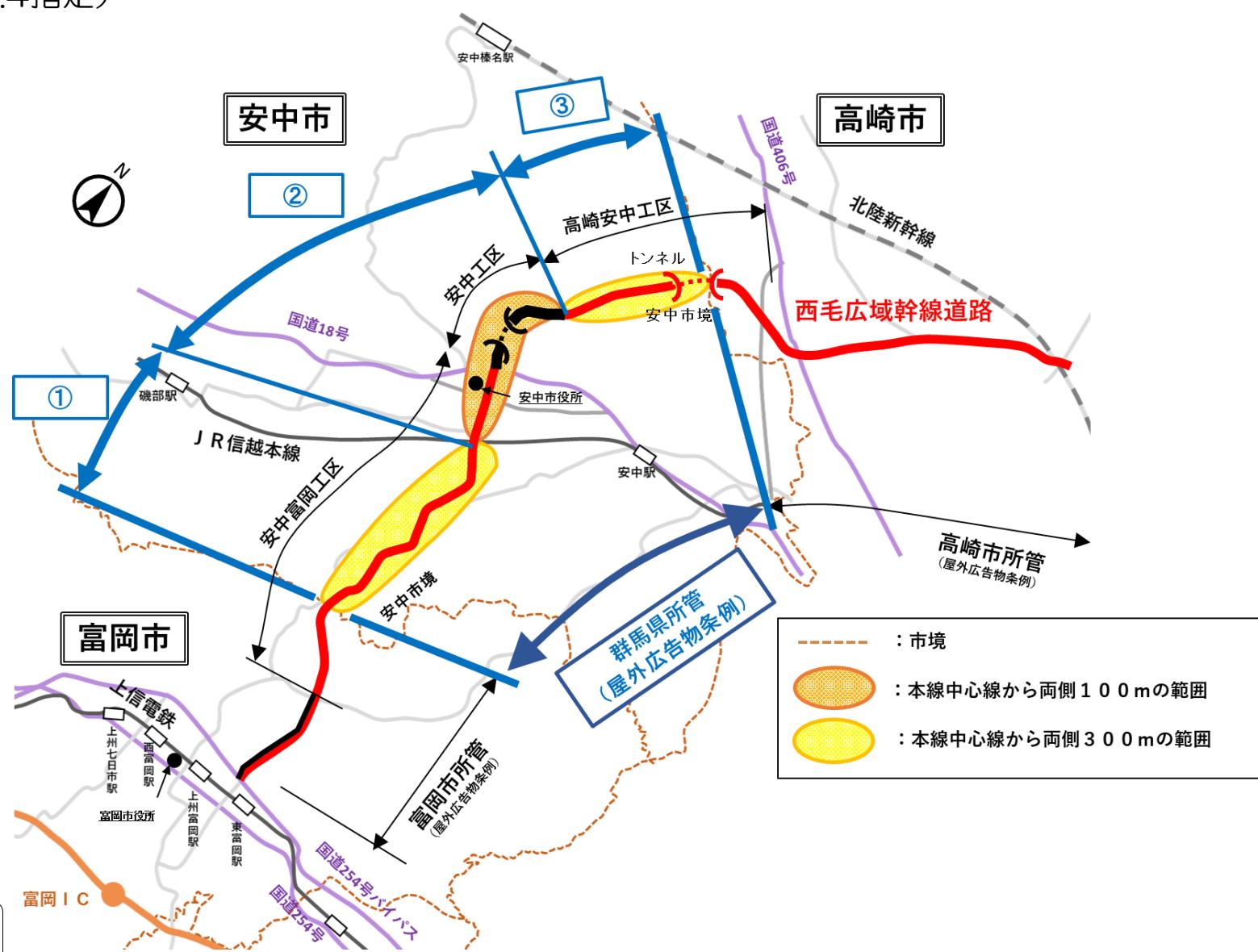
ただし、施行規則に則った広告物は、設置可能とする。

※①、②、③の区間では、規制内容が異なる。

### （※）【展望できない地域】



本線から300m以内（100m以内）の地域であっても指定路線から展望できない地域は景観誘導地域となりません



※詳細な指定地域図の確認には、「マッピングぐんま」をご利用ください。